平成２４年（フ）第４３号
福岡県田川市大字伊田2785番地１
債務者　森田　利惠（旧姓木中）
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第４９号
福岡県田川市大字夏吉194番地
債務者　豊田　真美
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第６４号
宮崎県延岡市長浜町３丁目4489番地８
債務者　吉田　一晃
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６５号
宮崎県延岡市川島町3009番地５
債務者　河野　弥生
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第６９号
宮崎県日向市東郷町山陰丁777番地
債務者　橋口　龍司
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第７０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字庵川5393番地２
債務者　石井　徳洋
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目８番８号
債務者　宮原　　優
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２２号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目６番３号
債務者　福山　　礼
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿児島市武岡４丁目６番３号
債務者　福山みえ子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第６号
沖縄県石垣市字登野城1191番地22　コーポ新本101号
債務者　島尻ヨネ子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第８３号
福井県坂井市丸岡町東陽１丁目２　ヴィラ・エスポワール303号室、住民票上の住所福井県坂井市丸岡町北横地第19号１番地29
債務者　山﨑　涼太
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
福井市灯明寺町第１号１番地25
債務者　山形真由美
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９０号
福井県鯖江市神中町３丁目４番14号
債務者　花川　健治
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６０号
兵庫県宝塚市伊孑志３丁目16番48号
債務者　檜垣　彰子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１０４号
徳島市秋田町２丁目36番地　木村ビル３階７号室、旧住所徳島市津田町４丁目４番56　津田四丁目団地県営住宅231号
債務者　阿部　　等
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
徳島県阿波郡市場町市場字町筋324番地４
債務者　野口　真弘
１　決定年月日時　平成24年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８号
沖縄県名護市字仲尾次480番地
債務者　宮城　道子
１　決定年月日時　平成24年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２４年（フ）第１２９号
青森市大字大別内字萩原２番地９　樋口方
債務者　安川　　勉
１　決定年月日時　平成24年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係